

令和6年第3回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年3月18日(月)午後1時33分から午後2時14分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 9名

欠席 農業委員 1名

農地利用最適化推進委員 8名

農地利用最適化推進委員 1名

農業委員		
番号	氏名	出欠
1番	星 美代子	欠席
2番	阿部 謙一	出席
3番	菅野 昌孝	出席
4番	川上 敦史	出席
5番	永澤 広美	出席
6番	荒 勇一郎	出席
7番	後藤 一茂	出席
8番	阿部 庄一	出席
9番	清野 敏興	出席
10番	鈴木 功	出席

農地利用最適化推進委員		
担当区	氏名	出欠
1区	鈴木 文雄	出席
2区	目黒 敏雄	出席
2区	横山 智	出席
3区	岡田 義隆	出席
3区	加藤 博	欠席
4区	小野 裕康	出席
5区	中村 雄志	出席
6区	石田 敏裕	出席
7区	吉田 栄喜	出席

4. 議事録署名委員

番号	氏名
7番	後藤 一茂
8番	阿部 庄一

5. 職務のため総会に出席した者

職	氏名
事務局次長	菅野 正浩
農地係長	常陸 浩一

6. 議事

- 報告第 1号 令和6年第3回総会までの主な行事について
- 報告第 2号 農地法施行規則第29条第1項第1号による農地転用届出について
- 報告第 3号 令和6年度標準農業労働賃金表及び賃借料情報について
- 議案第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 議案第 9号 農用地利用集積計画(案)に係る意見について
- 議案第10号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
- 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

会 長 　　ただいまより令和6年第3回農業委員会総会を開催いたします。

（あいさつ）

会 長 　　続きますして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、
7番 後藤 一茂 委員と8番 阿部 庄一 委員にお願いします。
なお、欠席は1番 星美代子委員と3区の加藤博委員が欠席であります。
また、岡田事務局長は新地町議会定例会に出席しているため、欠席であります。

会 長 　　それでは、次第4の議事に入ります。報告第1号令和6年第3回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事 務 局 　　1ページをご覧ください。報告第1号令和6年第3回総会までの主な行事について、ご報告いたします。

2月20日、22日、26日、27日、3月12日に農地パトロールを実施いたしました。出席しました委員及び事務局につきましては記載のとおりです。ご多用のところ、ご出席いただきありがとうございました。

2月29日、遊休農地に関する措置に係る担当者研修会が郡山市で開催され、常陸係長が出席しております。

3月6日から21日まで新地町議会定例会が役場で開催されておりました。事務局長が対応しております。また、3月11日、予算審査特別委員会が行われ、事務局が出席しております。

3月8日、標準農業労働賃金協議会を役場で開催し、鈴木会長、阿部庄一委員、菅野委員、目黒委員、事務局が出席しております。

3月8日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、阿部庄一委員、永澤委員、小野委員、吉田委員、事務局で調査を実施しております。

3月11日、東日本大震災新地町追悼式が交流センターで行われ、岡田事務局長が出席しております。

以上でございます。

会 長 　　ただ今事務局から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 　　ないようですので、報告第1号については以上で終わります。

会 長 それでは、報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号による農地転用届出について、事務局より報告願います。

事務局 報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号による農地転用届出について、説明いたします。これについては、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により200㎡未満の農地に農業用施設を供する場合については、農地転用制限の例外規定により届出されたものであります。

1番について説明致します。議案は2ページと資料1ページから3ページになります。届出人と届出のあった農地の所在地は議案に記載の通りであります。届出の内容は、農業用倉庫として利用するためであります。利用期間は永年間となっております。

以上でございます。

会 長 ただ今事務局から報告第2号について説明がありましたが、これに対して、何かご質問・ご意見があればお受けいたします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 質問もないようですので、報告第2号については、以上で終わります。

会 長 それでは、報告第3号 令和6年度標準農業労働賃金表及び賃借料情報について、事務局より報告願います。

事務局 議案の3ページをご覧ください。報告第3号 令和6年度標準農業労働賃金表及び賃借料情報についてご報告いたします。

令和6年度標準農業労働賃金については、報告第1号にありましてとおり、去る3月8日に、相双農林事務所、ふくしま未来農業協同組合新地総合支店、新地町の職員の出席をいただき協議した結果となります。

1番の農作業労賃は、5年度の7,400円からの引き上げとなっております。理由としましては、福島県の最低賃金の引き上げ及び近隣の動向を考慮したものです。福島県の最低賃金については、令和5年10月に858円から900円に改定されております。

2番の動力による請負作業については、一番耕、田植え、コンバイン刈取り以外は据え置きとなっております。

一番耕については、令和5年度は5,720円で南相馬市と同額となっておりますが、南相馬市の改定に合わせた額となっております。田植えについては、令和5年度は6,750円で相馬市と同額、南相馬市は下回ってございましたが、両市の改定にあわせた額となっております。

コンバイン刈取りについては、令和5年度は18,000円で相馬市と同額となっておりますが、相馬市において南相馬市と同額に改定予定であることから両市とあわせた額となっております。

育苗の出芽苗及び硬化苗については、据え置きとなっておりますが、摘要欄の特栽米苗について令和5年度の「20円増し」から2円増額の「22円増し」となっております。こちらはJAの価格に準じたものとなります。

次に、賃借料情報ですが、令和5年の実績となっております。区域は新地町全域です。田については、平均額が5,500円、うち最高額が10,000円、最低額が2,300円、畑については、平均額が5,600円、うち最高額が10,000円、最低額が1,900円となっております。物納支給の場合は、玄米60kgあたり「11,400円」として金額換算しています。

平均額の250%を超えるもの及び30%未満のものは、特殊な取引として集計から除外しております。農地中間管理機構の賃貸借は除外しております。

令和6年度標準農業労働賃金表及び賃借料情報については、4月5日の広報配布時に全戸配布いたします。

以上です。

会 長 ただいま、事務局から報告第3号について説明がありましたが、これに対して、何かご質問、ご意見があれば、お受けします。

[「ありません」の声あり]

会 長 質問もないようですので、報告第3号については、以上で終わります。

会 長 議案第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から2番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 議案第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から2番を説明いたします。4ページをご覧ください。

1番から2番については、同一案件であるため、一括で説明いたします。賃貸人、賃借人及び届け出のあった農地は議案に記載のとおりであります。農地中間管理事業法による賃貸借権の合意解約で、賃借人の都合により令和6年2月22日付けで賃貸借の解約と土地の引き渡しをするものであります。町道拡幅に伴う一部解約となります。

説明は、以上です。

会 長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

　　[「ありません」の声あり]

会 長 　　ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

　　[「異議なし」の声あり]

会 長 　　異議なしと認め、議案第8号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1番から2番を原案どおり承認いたします。

会 長 　　議案第9号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から39番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　　議案第9号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から39番をご説明いたします。

　　5ページをご覧ください。これについては、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）に係る意見を求められたため提出するものであります。

　　賃借人ごとに一括して説明いたします。1番については、賃貸人・賃借人・届出のあった農地及び貸借期間は議案に記載のとおりであります。2番以降につきましても同項目については議案に記載のとおりでありますので、以後省略させていただきます。期間満了に伴い再設定するもので、賃借料は10アールあたり米30kgで貸し付ける計画であります。

　　2番から3番については、新規設定で、賃借料は全て10アールあたり米30kgで貸し付ける計画であります。

　　6ページにかけての4番から10番については、新規設定で、賃借料は全て10アールあたり米30kgで貸し付ける計画であります。

　　7ページにかけての11番から16番については、新規設定で、賃借料は14番・15番が10アール当たり5,000円で、それ以外は10アールあたり米30kgで貸し付ける計画であります。

　　17番から19番については、期間満了に伴う再設定で、賃借料は全て10アールあたり米45kgで貸し付ける計画であります。

　　20番については、新規設定で、賃借料は10アール当たり米30kgで貸し付ける計画であります。

　　8ページをご覧ください。21番から27番については、新規設定で、賃

借料は全て10アールあたり米30kgで貸し付ける計画であります。

9ページをご覧ください。28番から29番については、新規設定で、賃借料は全て10アールあたり5,300円で貸し付ける計画であります。

30番については、新規設定で、10アール当たり5,000円または10アールあたり米30kgで貸し付ける計画であります。

9ページから11ページにかけての31番から39番については、新規設定で、全て10アール当たり米30kgで貸し付ける計画であります。

説明は、以上です。

会 長 　　ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

会 長 　　ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

会 長 　　異議なしと認め、議案第9号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の1番から39番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

会 長 　　続きまして、議案第9号の40番は、阿部 庄一 委員に関する案件であります。阿部 庄一 委員につきましては、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議が終了するまで退席をお願い致します。

〔 阿部 庄一 委員 退席 〕

会 長 　　議案第9号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の40番を事務局より説明を求めます。

事 務 局 　　利用権設定の40番を説明いたします。11ページをご覧ください。40番については、新規設定で、賃借料は無償で貸し付ける計画であります。説明は、以上です。

会 長 　　ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

会 長 [「ありません」の声あり]
ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第9号農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の40番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付します。

会 長 審議が終わりましたので、阿部 庄一 委員は席に戻っていただきたいと思っています。

[阿部 庄一 委員 着席]

会 長 続きまして、議案第9号の41番から58番は、岡田 義隆 委員より「役員をしている農業法人の案件であるため、審議が終了するまで退席させてほしい」との申し出がありました。岡田委員につきましては、審議が終了するまで退席致しますので、よろしくをお願いします。

[岡田 義隆 委員 退席]

会 長 議案第9号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の41番から58番を事務局より説明を求めます。

事務局 利用権設定の41番から58番を説明いたします。議案の11ページから14ページとなります。41番から58番については、新規設定で、賃借料は43番の富倉上11番、47番、57番が10アール当たり、5,000円、45番が無償、58番が10アールあたり米42kg、それ以外は10アールあたり米30kgで貸し付ける計画であります。
説明は、以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長

異議なしと認め、議案第9号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、利用権設定の41番から58番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付します。

会 長

審議が終わりましたので、岡田 義隆 委員は席に戻っていただきたいと思っています。

[岡田 義隆 委員 着席]

会 長

議案第10号農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、農地中間管理事業による再転貸の1番から21番を事務局より説明を求めます。

事務局

議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、事務局より説明いたします。これについては、町が農用地利用集積等促進計画を策定するにあたり、農業委員会に対し農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、適否の意見を求められているため提出するものであります。

農地中間管理事業による再転貸の1番から21番について説明します。議案は15ページから22ページになります。1番から21番は全て、岡地区営農改善組合による大豆のブロックローテーションによる転貸であるため、一括で説明致します。岡地区の農地を農地中間管理事業に伴い、賃貸人が借りあげ、その農地を1番から21番に記載している賃借人へ賃借料は10アールあたり10,000円で転貸しする計画であります。

以上であります。

会 長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長

ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長

異議なしと認め、議案第10号農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、農地中間管理事業による再転貸の1番から21番を原案どおり承認し「異議なし」として新地町長へ意見を送付いたします。

会 長 議案第10号農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、特定農作業の受委託の1番から10番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第10号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、事務局より説明いたします。これについては、町が農用地利用集積等促進計画を策定するにあたり、農業委員会に対し農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、適否の意見に加え、受託者が農地の全てを効率的に耕作していることの確認を求められているため提出するものであります。

特定農作業の受委託の1番から10番について説明します。議案は23ページから25ページになります。1番から10番は全て、岡地区営農改善組合による特定農作業の受委託であるため、一括で説明致します。岡地区の農地を農地中間管理事業により借りた委託者が、受託者へその農地の作業を委託する計画であります。なお、委託料は全作業は10アールあたり15,000円、農産物販売は10アールあたり30,000円であります。

受託者の耕作面積が57.9ヘクタールで、年間作業従事日数は250日、作業に必要な農用器具はあります。認定農業者でもありますので、ご確認お願い致します。

以上であります。

会 長 ただ今事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第10号農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、特定農作業の受委託の1番から10番を原案どおり承認し「異議無し」かつ「受託者は農用地の全てを効率的に利用し耕作を行うと認められる」として新地町長へ意見を送付いたします。

会 長 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番について説明します。議案は26ページになります。設定人・被設定人・申請地は、議案に記載とおりであります。この申請は後ほど審議致します議案第11号の2番と議案第12号の3番と関連しておりますが、営農型発電により農地の上空にソーラーパネルを設置するものであります。権利の種類は区分地上権の設定で、設定期間は10年間となっております。なお、設定期間が10年となっておりますのは、農林水産省の通知では、申請地の地上では耕作する方が認定農業者である場合、貸借期間は10年間以内で設定できるという根拠に基づいており、地上で耕作する耕作者は認定農業者であります。

ソーラーパネル設置後、地上ではサツマイモを栽培する計画であることから、この申請は民法269条の2第1項に基づく特殊事由による申請であります。

1番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

以上であります。

会長

それでは議案第11号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会長

ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長

異議なしと認め、議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり許可といたします。なお、許可日につきましては、議案第12号の3番が県知事より許可された日に許可証を発行いたします。

会長

続きまして、議案第11号の2番は、川上 敦史 委員が役員となっている法人に関する案件であります。川上委員につきましては、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議が終了するまで退席をお願い致します。

[川上 敦史 委員 退席]

会長

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番を事務

局より説明を求めます。

事務局

2番について説明します。議案は27ページになります。設定人・被設定人・申請地は、議案の記載とおりであります。なお、先ほど審議致しました議案第11号の1番と後ほど審議致します議案第12号の3番と関連しており、権利の移動は、使用貸借権の設定であり、貸借期間は25年間であります。被設定人は、借りる畑にサツマイモを栽培する計画であります。

2番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

以上であります。

会長

それでは議案第11号の2番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会長

ないようですので、原案どおり許可することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会長

異議なしと認め、議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、2番は原案のとおり許可といたします。なお、許可日につきましては、議案第12号の3番が県知事より許可された日に許可証を発行いたします。

会長

審議が終わりましたので、川上 敦史 委員は席に戻っていただきたいと思えます。

[川上 敦史 委員 着席]

会長

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番を事務局より説明を求めます。

事務局

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番について説明いたします。議案は28ページ、資料は4ページから6ページになります。譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。転用目的は個人住宅であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。売買価格は議案に記載のとおりであります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載のとおりであります。転用面積は、必要最小限に抑えら

れており、工事期間や資金も問題はありません。申請地の農地区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定による用途区域として第1種中高層住居専用地域に指定されているため、第3種農地と判断されます。よって、許可の要件を満たしていると考えております。

2番について説明いたします。議案は29ページ、資料は7ページから9ページになります。譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。転用目的は個人住宅であります。権利の移動は売買による所有権移転であります。売買価格は議案に記載のとおりであります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載の通りであります。転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。申請地の農地区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定による用途区域として第1種中高層住居専用地域に指定されているため、第3種農地と判断されます。よって、許可の要件を満たしていると考えております。

3番について説明いたします。議案は30ページ、資料は10ページから13ページになります。申請人である設定人と被設定人、申請地は議案の記載とおりであります。転用の内容は、営農型太陽光発電設備で、賃借権の設定であります。貸借期間は10年間であります。なお、実際の転用は資料12ページの赤丸で染まっている部分のみであります。転用のための防除施設の概要については、議案に記載の通りであります。転用面積は、ソーラーパネルを支える柱のみであるため、最小面積で抑られております。ソーラーパネルの下ではサツマイモを栽培する計画であります。サツマイモに必要な日照時間については、相双農林事務所へ事前協議を行っており、その結果、支障は無いという回答を得ております。申請地の農地区分については、新地農業振興地域整備計画に基づく農用地区域になっておるため、第1種農地と判断されます。しかし、申請が営農型太陽光発電設備であり、農地は畑で所有者や作物などでの周囲との集団性かつ一体性がないことから許可の要件を満たしております。

以上でございます。

会 長 この件に関しましては、3月8日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

永澤委員 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について、3月8日に阿部庄一 委員、小野裕康 委員、吉田栄喜 委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を説明いたします。議案28ページと資料の4ページから6ページをご覧ください。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の4ページから5ページの記載とおりで、申請地は平坦な土地でありま

す。転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

2番を説明致します。議案29ページと資料の7ページから9ページをご覧下さい。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の7ページから8ページの記載とおりで、申請地は平坦な土地であります。転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

3番を説明致します。議案30ページと資料の10ページから13ページをご覧下さい。申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の10ページから11ページの記載とおりで、申請地は平坦な土地であります。転用目的及び防除施設については、事務局からの説明のありましたとおりで、他の方の農地への影響は及びにくいかと見て参りました。

以上で現地調査報告を終わります。

会 長 質疑に入る前に、地元委員より何か補足説明があればお願いします。

[発言する人なし]

会 長 それでは議案第12号の1番から3番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ送付いたします。

会 長 これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和6年第3回農業委員会総会を閉会いたします。